

手話通訳者・要約筆記者派遣費

平成20年4月1日現在

社会福祉法人 神奈川聴覚障害者総合福祉協会

手話通訳者・要約筆記者（パソコンによるものを含む。）一人当たりの派遣費は、派遣時間に応じて、次のとおりとする。

時 間	金 額
最初の1時間まで	6,000円
以下、1時間増すごとに、上記金額に2,000円を加算するものとする。 上記の金額に、手話通訳者・要約筆記者が、自宅から用務地に赴く際必要な往復の交通費を加算する。	

- 注 1 派遣時間は、集合時刻から業務終了時刻までとする。
- 2 派遣予定時間を過ぎ、10分を超えた場合、1時間までごとに2,000円を加算する。
- 3 実施日前日の17時を過ぎてのキャンセルについては、派遣時間に係わらず、一人につき6,000円を支払うものとする。
- この場合、通訳者等が用務地へ赴いた場合は、交通費を加算する。
- なお、休館日でも、電話による「キャンセル」の連絡は受け付けますので、ご連絡ください。